

インターンシップ促進企業支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 新たな産業人材を確保し、人手不足を解消するため、学生を対象とするインターンシップを行う福島県県南地方の事業所又は工場に対し、その実施に要する経費について、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象者及び要件)

第2条 助成金の交付を申請できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校又は、専修学校に在籍する学生を受け入れようとする事業所又は工場の経営主体である個人又は法人、若しくは法人格を有さない社団又は財団（以下「事業主」という。）で、次のいずれにも該当するものとする。

(1) Fターンインターンシップ推進事業又は福島県医療関連産業高度人材プログラム一般開発者（MBL発掘）コース・インターンシップコースに登録している事業所又は工場であること。

(2) 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村に所在する事業所又は工場であること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、交付しない。

(1) 助成金の支給を申請する日から過去3年間に各種助成金等の不正受給を行ったことがある事業主。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定されるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主。

(3) 福島県税に未納がある事業主。

(4) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）を行う事業主。

(5) 助成金の交付を決定する前に倒産（破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。）した事業主。ただし、再生手続開始の申立て（民事再生法第21条に規定する更正手続開始の申立てをいう。）または更正手続開始の申立て（会社更生法第17条に規定する更正手続開始の申立てをいう。）を行った事業所において事業活動を継続する見込みがある場合を除く。

(6) 労働基準法、最低賃金法等の労働法令に違反した事業主。

(助成金の額)

第3条 助成金は、次の(1)、(2)及び(3)における準備相当分、受入環境整備相当分、実施費用相当分の合計額とし、中小企業以外は合計額に4分の3を乗じた額とする。（千円未満切り捨て。）

(1) 準備相当分として、インターンシップ実施日数1日あたり7,000円。

- (2) 受入環境整備相当分として、受け入れ人数1人あたり6,000円。
- (3) 実施費用相当分として、受け入れ人数3人ごとに、1日あたり7,000円。
なお、(1)及び(3)に規定するものについては、実施日数を乗じて算出した額、(2)に規定するものについては、受け入れ人数を乗じて算出した額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする事業所の事業主（以下「申請者」という。）は、インターンシップが終了した日から起算して30日を経過する日又はインターンシップの実施日が属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、インターンシップ促進企業支援事業助成金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）に次の書類を添えて、事務局である一般社団法人産業サポート白河（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。ただし、事務局が要件を満たしていると認めたものについては、この限りではない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明、確約に関する同意書（様式第1号別紙1）
- (2) 県納税証明書
- (3) 債権者登録申請書又は振込先通帳の写し
- (4) インターンシップを実施した写真（実施の様子が分かるもの）
- (5) インターンシップ行程表（任意様式）
- (6) その他事務局が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び額の確定通知)

第5条 事務局は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定通知書（兼助成金額確定通知書）（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第6条 事務局は、前条による助成金の交付決定及び額の確定を行った場合は、通知から10日以内に指定口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消)

第7条 事務局は、この要綱に違反し、又は偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、交付決定を取り消し若しくは減額し、又は全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることができる。

(関係書類の整備等)

第8条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、一般社団法人産業サポート白河において所掌する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人産業サポート白河
代表理事 加藤 和明 様

申請者 所在地
事業所名
代表者名 印
電話番号

インターンシップ促進企業支援事業助成金交付申請書（兼実績報告書）

インターンシップ促進企業支援事業助成金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 _____ 円

2 申請内容

実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
受入人数	
助成金の支給対象となる事業所	所在地（〒 _____ ） 福島県 事業所の名称 責任者 職・氏名

（添付書類）

- （1）暴力団等反社会的勢力ではないことの表明、確約に関する同意書
（様式第1号別紙1）
- （2）県納税証明書（同一の者が同日付けで複数の申請を行う場合は、写しで可）
- （3）債権者登録申請書又は振込先通帳の写し
- （4）インターンシップを実施した写真（実施の様子が分かるもの）
- （5）インターンシップ行程表（任意様式）

様式第1号別紙1(第4条関係)

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

一般社団法人産業サポート白河
代表理事 加藤 和明 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与が認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。
- 4 貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記入日 平成 年 月 日

住所（又は所在地）

事業所名

代表者名

印